

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C2	7,900	790
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001円 ~ 40,000円	D2	16,200	1,620
		40,001円 ~ 70,000円	D3	22,400	2,240
		70,001円 ~ 183,000円	D4	34,800	3,480
		183,001円 ~ 403,000円	D5	49,400	4,940
		403,001円 ~ 703,000円	D6	65,000	6,500
		703,001円 ~ 1,078,000円	D7	82,400	8,240
		1,078,001円 ~ 1,632,000円	D8	102,000	10,200
		1,632,001円 ~ 2,303,000円	D9	123,400	12,340
		2,303,001円 ~ 3,117,000円	D10	147,000	14,700
		3,117,001円 ~ 4,173,000円	D11	172,500	17,250
		4,173,001円 ~ 5,334,000円	D12	199,900	19,990
		5,334,001円 ~ 6,674,000円	D13	229,400	22,940
		6,674,001円以上	D14	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円